

第二六回

参第六号

地方自治法の一部を改正する法律（案）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条に次の一項を加える。

都道府県知事又は第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市長は、前項の規定の適用がある場合を除く外、営利を目的とする私企業（以下本項中「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体で当該都道府県若しくは当該指定都市の区域内にその事務所若しくは事業所を有するものの無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人となり、又は報酬を得て、営利企業以外の事業を行うことを目的とする団体で当該都道府県若しくは当該指定都市の区域内にその事務所若しくは事業所を有するものの理事若しくは監事若しくはこれらに準ずべき者となることができない。

第百六十六条第二項中「第百四十二条」の下に「第一項」を加え、「規定は、副知事及び助役に」を「規定は副知事及び助役に、第百四十二条第二項の規定は副知事及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の助役に」に改める。

第百六十八条第七項中「第百四十二条」の下に「第一項」を加え、「規定は、出納長及び収入役に」を「規定は出納長及び収入役に、第百四十二条第二項の規定は出納長及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の収入役に」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

理 由

都道府県知事又は指定都市の市長等の職責の重要性にかんがみ、当該都道府県又は当該指定都市の区域内の私企業等との関係を絶ち、その執務の公正を期する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。